

山岳及び高原に係る費用の利用者負担の あり方についての検討結果 報告書骨子(案)

平成 25 年 12 月
長野県地方税制研究会

目次

(はじめに)

第1章 検討に至る経緯

- 1 長野県版事業仕分け
- 2 山岳遭難の増加と「入山税」報道
- 3 山岳・高原の魅力を高める税制の検討依頼

第2章 地方税制研究会（専門部会・研究会）の検討

- 1 地方税制研究会における検討の目的
- 2 登山の変化・変容
- 3 入山税の検討
 - (1) 山岳遭難救助について
 - (2) 遭難防止・登山道・山小屋トイレについて
- 4 税の負担を求めることの必要性
- 5 「入山税」から「山と高原の魅力を高める税」への拡張について

第3章 地方税制研究会（専門部会・研究会）の結論

(おわりに)

(資料)

(はじめに)

第1章 検討に至る経緯

1 長野県版事業仕分け

長野県において山岳・高原に係る費用の利用者負担のあり方を検討することとなったのは、平成23年9月に実施された信州型事業仕分けにおいて、県が行っている山岳遭難防止のための事業（山岳遭難防止対策協会負担金）の仕分け結果が「要改善」とされたことがきっかけである。

この事業仕分けでは、県民判定人や仕分人から、「登山には自己責任が問われる。山岳遭難防止のための費用を登山者が全く負担しないのはおかしい。」「自己責任が求められる部分と、登山者をおもてなしするための体制整備は分けて考える必要がある。県は登山道整備や山小屋環境等の整備に注力すべき。」「入山税等により登山に係る費用を賄うシステムを構築すべきではないか。」との意見が出され、山岳・高原に係る費用の利用者負担のあり方が問われた。

2 山岳遭難の増加と「入山税」報道

事業仕分けの指摘に基づいて「入山税」を考えると、財源をまかなうべき対象として想定されるのは「遭難防止」、「登山道整備」、「山小屋トイレの整備」であるが、ここに遭難救助が加わってゆくことになる。なぜならば、山岳遭難救助に係る経費が巨額と考えられるからであり、メディアにおいても、最も分かりやすい山岳行政のサービスとして、これまでもたびたび取り上げられてきたからである。

その内容は、「準備不足のままやってきた県外からの登山者の遭難が増加しており、県警ヘリコプター等による山岳遭難救助の費用が高額に上っている。その費用には県民が納めた税金が充てられているが、登山には自己責任が求められることから、救助された人に費用負担を求めるなど、費用負担のあり方を考え直す必要があるのではないか。」というものである。

また、平成24年のゴールデンウィーク期間中に立て続けに遭難事故が起き、ヘリコプターによる救助活動が行われたことも、遭難救助が検討に加えられることとなった理由の一つと考えられる。

平成25年6月に行われた県民アンケート（一般社団法人 長野県世論調査協会と長野県環境保全協会による共同調査）においては、県内の山岳への登山や、山岳観光の利用者負担として「入山税」を導入することについて、「賛成」が71%に上った。

3 山岳・高原の魅力を高める税制の検討依頼

こうした中、平成24年9月の県議会一般質問において、長野県の魅力である雄大な自然環境を守るため、入山料や協力金等の導入を検討すべきではないか、という質問があった。これに対し知事は、「長野県の貴重な財産である山岳資源を守り機能を高めていく上で、財源をどうするかは重要なテーマ。長野県地方税制研究会において、様々な観点から利用者負担のあり方について検討を進めたい。」との答弁を行った。

かくして、同年 12 月 17 日、長野県地方税制研究会は知事から「山岳及び高原に係る費用の利用者負担のあり方」について検討を依頼された。その内容は、「長野県の大きな魅力である山岳や高原を訪れる多くの人々が、安全にその魅力を楽しみ堪能できるような環境を整えるために要する費用の利用者負担のあり方について」というものである。

検討を依頼されたのは、長野県が平成 25 年度を開始年度とする新たな「長野県総合 5 か年計画」において「世界水準の山岳高原観光地づくり」を目標に掲げ、滞在型の観光地づくりに取り組もうとしていた時期であったことから、検討に当たっては、山岳・高原に係る費用の利用者負担にとどまらず、滞在型の観光地づくりに向けて利用者負担をどうすべきかという、より幅広い議論が求められることとなった。

本研究会では、まず、4 名の税制の専門家からなる専門部会において検討を行い、その内容について、6 名の有識者からなる研究会において、委員各位から意見を伺う形で検討を進めた。

また、山岳関係者や自治体関係者等、実際に山と向き合って生活している方々の生の声を聞くことが不可欠であることから、日本有数の山岳高原観光地である上高地において、委員との意見交換会を開催した。

第 2 章 地方税制研究会（専門部会・研究会）の検討

1 地方税制研究会における検討の目的

登山者に費用負担を求めることについては、平成 25 年 6 月に世界文化遺産に登録された富士山についても、静岡・山梨両県において議論が行われている。

富士山については、これまでも登山者が増えすぎたことによるゴミの増加や登山道の破損、トイレの許容量オーバーなどの問題が指摘されており、環境保全が課題とされていたところである。今回の世界文化遺産の登録に当たっても、ユネスコの諮問機関である ICOMOS（イコモス）は、資産に影響を与える要因の一つとして来訪者数の増加を指摘し、2016 年 2 月までの報告書の提出を勧告している。このため、富士山では、来訪者管理戦略（入山者の抑制）が大きな課題となっている。

静岡・山梨両県では、富士山について、平成 26 年度からの利用者負担の本格導入を目指しており、その試行として、平成 25 年 7 月 25 日から 8 月 3 日までの 10 日間、富士山の環境保全、登山者の安全対策に役立てるために任意で 1,000 円を徴収する「富士山保全協力金」を実施した。

現在、両県においては、利用者負担の本格導入に向けた検討が行われているが、前述のとおり、入山者の抑制も念頭に置かざるを得ない状況にある。

一方の長野県であるが、山岳・高原との関係についてみると、長野県は県土の約 8 割を森林が占める全国有数の森林県であり、また、全国に 23 座ある 3,000m 峰のうち、15 座を有する日本一の山岳県である。また、現在は、県民共通の財産であり、貴重な資源である「山」に感謝し、「山の恵み」を将来にわたり持続的に享受していくため、長野県独自の「山の日」の制定を目指しているところであり、山とは切っても切り離せない関係にある。

この長野県において山岳・高原に係る費用負担のあり方について検討を開始した目的は、来訪者を規制するというのではなく、その正反対である。すなわち、本研究会にて検討した「山岳・高原に係る費用の利用者負担」は、長野県の山岳・高原の魅力を高めて、今よりも多くの人々に長野県を来訪してもらい、素晴らしい山岳・高原の環境を楽しんでもらうことを目的としているのである。

2 登山の変化・変容

本研究会では、「山岳・高原に係る費用の利用者負担」の検討に入る前に、山岳・高原の現状、特に報道されている登山の変化・変容について、状況の把握に努めた。

「入山税」といった法定外税は、税ありきの構想ではありえず、むしろ行政サービスありきの税である。したがって、まずは当該行政の状況をきちんと認識することが求められるのである。

さて、登山とは誰もが楽しむことができるものであり、娯楽やスポーツ、教育活動などとして、広く国民の間で行われている。近年は中高年を中心とした登山ブームに加え、山ガールなど若者にもその人気が高まっており、長野県の山岳を訪れる登山者数も年々増加している。平成24年度には初めて70万人を超えたところである。

一方で、登山の大衆化や登山者の多様化が進み、登山者のモラルの低下、準備不足による遭難件数の増加、安易な救助要請の増加等が懸念されている。山岳関係者等との意見交換会においても、出席者から、「山はしっかりと準備をしてからでないと入れない別世界であるにもかかわらず、最近では遊園地の延長の感覚で山に入ってしまう人がいる。」との発言があった。

長野県内における平成24年の山岳遭難者の状況をみると、未組織登山者（山岳会などに所属していない、知識や技術を持たないまま自己流の登山を行っている者）が約8割を占め、また、40歳以上の中高年登山者が約8割、県外居住者が約9割を占めている。

登山には、万全の準備をしても、落石や急激な気象の変化、急な体調不良等の不測の事態が常につきまとうことから、山岳県を自負する長野県では、従来から遭難の未然防止活動に取り組むとともに、遭難が発生した際の迅速な救助体制を整備するなど、登山者が安全に登山を楽しめるよう環境を整備してきている。

3 入山税の検討

以上のような現状に照らして「山岳・高原に係る費用の利用者負担」の検討に入ったが、本研究会では、まずはいわゆる「入山税」の検討から始めた。

いわゆる「入山税」は、4点セットの行政サービスの財源として構想される。すなわち、遭難救助、遭難防止、登山道の整備、山小屋トイレの整備である。ところが検討を始めてすぐに、このうち遭難救助は、他の3つとは性格が根本的に異なり、「入山税」の対象には入れるべきでないのではないかという意見が出された。そこで、遭難救助のみを切り分け、この意見の可否を議論した。

(1) 山岳遭難救助について

では、山岳遭難救助は、他の3つの行政サービスとどのように性格が異なるのだろうか。山岳遭難救助の現状を整理するとともに、利用者負担のあり方について検討を行った結果は次のとおりである。

(現 状)

山岳遭難救助に係る費用には、主なものとして、救助に向かうヘリコプターの運航費用と救助隊員の人件費がある。

山岳遭難の際には、基本的には県のヘリコプター（県警ヘリ及び消防防災ヘリ）が救助に向かう。県のヘリコプターの出動件数は年間約 250 件（H20～H24 年平均）あるが、その費用は救助された者に請求されない。

しかし、県のヘリコプターが出動中あるいは整備中等の理由により出動できない場合には、家族らの同意の下、民間のヘリコプターが救助に向かうこととなる。この場合には、1 時間当たり 50 万円程度といわれる費用が遭難者（家族）に請求される。民間のヘリコプターの出動件数は、平成 23 年は 4 件、平成 24 年は 3 件である。

また、山岳遭難に際して、家族らの同意の下、県警からの要請により県山岳遭難防止対策協会救助隊員（民間の救助隊員）が出動した場合には、隊員の日当・保険料などが遭難者（家族）に請求される。救助隊員の一人当たりの日当は、夏山の場合が 30,000 円程度、冬山の場合が 50,000 円程度とされている。

なお、民間のヘリコプターや県山岳遭難防止対策協会救助隊員が出動した場合に登山者や家族に請求される救助費用については、山岳保険に加入している場合には、一定程度の金額が補償される。

山岳保険加入率の正確な数値は不明であるが、長野県山岳総合センターが平成 25 年 7 月から 9 月に北アルプス南部・北部、八ヶ岳、中央アルプス、南アルプスの各山域において行ったアンケート調査においては、山岳保険への加入割合は 43.1%であった。

(検討結果)

山岳遭難救助費用については、県民が登山者に負担を求めたくなる心情は十分理解できることから、本研究会では、様々な観点から慎重に検討を行った。

仮に負担を求めるとすると、登山の前に税や協力金等で広く薄く全員から徴収する方法と、事後、救助された者に実費を請求するという 2 通りの方法が考えられるが、前者については登山者の権利者意識が強くなり、今まで以上に安易な救助要請が増えるおそれがあること、また、後者については、本当に救助が必要な人が救助要請を躊躇するおそれがあることから、どちらにも課題がある。

また、長野県は山岳観光県を謳って誘客をしているので、安心して登山が出来るように配慮する必要があり、遭難救助にかかる費用負担を登山者に求めるべきではないといった意見や、遭難者に実費を請求するということは、山岳観光県である長野県の品格が問われかねないなど、費用負担を求めることに慎重な意見が多く出されたが、自己責任の観点から、自己負担を強く求める意見もあった。

ただし、冷静に考えれば、山岳遭難救助という国民の身体的安全に関わる行政については、やはり、その性質からして一般的な租税を用いて行うべきことは明白である。国民の生命・身体に関わる行政経費と負担を突き合わせて考える目的税的な考え方には決してなじまない、という結論に至ったのである。

その上で、県として取り組むべきことは、まずは登山者の安全を確保して山岳遭難を減らすことであり、そのためには、これまで以上に登山者への啓発・教育に力を入れて

いく必要があると判断した。山岳遭難防止活動に取り組むことで、山岳遭難救助費用の縮減も図られることとなる。

また、多くの県民が求める受益者負担については、この山岳遭難防止活動に係る費用について、そのうちの一部でも登山者に負担をいただくことができれば、そうした要望に応えることができ、受益と負担の関係も明確になると考えたところである。

なお、登山者の負担軽減だけでなく、啓発という観点からも山岳保険の加入を促進する必要がある、とする意見があり、山岳保険に入りやすいように、登山口等で簡単に加入できる仕組み等の提言がなされた。今後、県が登山者の意識啓発を考える上では、こうした視点も重要と考える。

(2) 山岳遭難防止・登山道整備・山小屋トイレについて

登山者・入山者に費用負担を求める、いわゆる「入山税」の導入は、新たな法定外目的税の創設にあたる。法定外目的税は、目的税という名称からも分かるように、その税収入を充当する特定の行政サービスの存在を前提とする。すなわち法定外目的税の課税根拠の1つは、この特定の行政サービスが納税者に利益をもたらす点に求められるのである。したがって「入山税」が成り立つか否か判断するために、行政サービスが納税者にもたらす受益に着目しなくてはならない。

一般的に、入山税が語られる際に対象に挙げられるものとしては、前述の山岳遭難救助に係る費用のほか、山岳遭難防止、登山道整備、山小屋トイレに係る費用があることから、これらについての利用者負担のあり方について検討を行った。現状及び検討結果は次のとおりである。

ア 現状

(ア) 山岳遭難防止について

長野県では、山岳遭難防止対策として、夏山常駐パトロール隊の設置、主要登山口への相談員の設置、山岳ヘルメットの貸出、登山道案内標識の設置、チラシ・セミナー開催等による啓発活動等を実施している。山岳遭難者数は増加傾向にあり、山岳遭難防止活動の重要性が年々高まっている。

(イ) 登山道整備について

登山者の増加に伴い、これまで以上に登山道の管理が課題となっている。

そもそも、登山道とは自然発生的に出来たものであり、その定義も明確になっていない。県内の自然公園内の登山道の総延長約 1,039km のうち、94%に当たる 981km は管理者が不明確となっている。

長野県では、県が管理する登山道の整備を行うほか、市町村が管理する登山道について、市町村への補助を行っている。また、管理者不明の登山道についても、民間企業等からいただいた寄附金を財源として、市町村や山小屋関係者等が行う登山道の整備に対し、資材費等を提供してきている。

山岳関係者等との意見交換会においては、登山道について、県に対してこれまで以上の費用負担を求める意見があった一方で、現状維持でよいという意見や、管理者不明確の登山道を整備すると管理者責任を問われかねない等、さまざまな

意見が出された。

登山道については、登山者は非日常を求めて山に登っていることから、整備をしすぎると魅力が薄れてしまうということにも注意が必要である。

(ウ) 山小屋トイレについて

県内には 160 の山小屋がある。そのうち、トイレが整備済のものが 120 (H24 年度末現在) であり、残りの 40 は整備が進んでいない。整備済のトイレは環境配慮型 (バイオ式や便槽交換式) であるが、未整備のトイレは地下浸透方式 (穴埋め式やガレ場放流など) であり、環境に負荷をかけている。

山小屋トイレに係る費用については、設置費用と維持管理費用に分けて考える必要がある。

山小屋トイレの設置に当たっては、厳しい立地条件のため、建設費が高額に上っている。現在、県内の山小屋トイレの設置には国の補助金 (補助率 1 / 2) が活用されているが、最近では補助の条件として、利用者から使用料を徴収することが求められている。

山小屋トイレの維持管理に当たっては、場所によってはし尿をヘリで搬出せざるを得ないこと等から、多額の経費がかかっている。トイレの使用料については、従来、任意のチップ制を採っていた所が多かったが、充当率は 20% から 50% と低調であった。最近では、使用料として 1 回 100 円の徴収を始めたところもある。

イ 検討結果

いわゆる「入山税」の課税根拠は、行政サービスから登山者が受益していることに求められる。すなわち、山岳遭難防止活動については、登山者は未然に山岳遭難を防げているという恩恵を受けており、また、登山道や山小屋トイレについても、これらが整備されることにより、登山者 (利用者) に直接的 (整備された登山道・トイレの利用) および間接的 (整備による山岳環境・自然環境の維持・保全) な受益が認められるのである。

しかしながら、長野県の現在の取組は、管理者不明の登山道については整備に消極的であり、山岳関係者や市町村等の自発的な活動に頼る部分が多いこと、また、山小屋トイレの整備については、国からの補助金任せとなっていること等から、現段階で登山者 (利用者) から入山税の負担をいただくには、取組が不十分と言わざるを得ない。山岳関係者等との意見交換会においては、参加者は一様に入山税について否定的な見解であり、また、入山税の話をする前に、県にはもっと登山道整備に取り組んでほしい、という意見も出された。

こうしたことから、山岳遭難防止、登山道整備、山小屋トイレの 3 点については、これらが行われることによる登山者の受益は明らかであるが、仮に「入山税」を導入するということであれば、税負担に相応する水準で、これらの事業が適切に実施されねばならない。

なお、これらはほとんどが国立公園内の話であることから、特に登山道整備や山小屋トイレについては、長野県が単独で取り組むのではなく、他の自治体も巻き込

みながら、国に対してより積極的な関与を求めたり、財源措置を求めるなどの働きかけを行っていく必要がある。

4 税の負担を求めることの必要性

山岳遭難防止、登山道整備、山小屋トイレについては、現状のまま放置しても大丈夫であろうか、何らの対策も取らずに美しい山岳高原の環境を次の世代に引き継いでいけるであろうか、という疑問が生じる。

また、これと同時に提示される疑問として、一般的に言われるように、入山税のような法定外目的税を創設することについては、登山者に費用負担を求めなくても、県の一般財源でまかなえるのではないか、県が行財政改革を更に進めれば、登山者に負担を求めなくてもよいのではないか、という疑問も生じる。

そして、これらの疑問がすべて否定されるのであれば、少なくとも入山税的な考え方で登山者に分担をお願いすることは必要ということになる。

(検討結果)

「山岳遭難防止」については、前述のとおり、県がこれまで以上に積極的に取り組むことにより、登山者の安全安心が確保され、山岳遭難が減少し、山岳遭難救助費用の縮減も図られる。また、多くの県民が求める受益者負担について、この山岳遭難防止活動に係る費用のうちの一部でも登山者に負担をいただくことができれば、そうした県民の要望に応えることができ、受益と負担の関係も明確になる。よって、県にはこうした取組を進めていくことが求められる。

「登山道」については、山岳関係者の間でも、整備をするべきという意見と、整備をすれば管理者責任を問われるという意見があり、評価が分かれている。

管理者責任については、2003年に青森県の奥入瀬溪谷で起きた落枝訴訟において、県と国が登山道の管理者責任を問われ、最高裁で賠償が確定した。これを機に、自治体においては、管理者不明確の登山道について責任を回避する傾向にある。

しかし、現在は登山者が多様化し、ブームに乗って素人も山の奥の方まで行ってしまう状況にある。長野県は山岳観光県を謳って誘客をし、国内外から多くの登山者を迎え入れているのであるから、管理者不明確の登山道であっても、少なくとも素人が多く訪れる危険な場所などは、放置することは許されない。

なお、管理者不明確な登山道の整備については、これまで山岳関係者や市町村等の自発的な活動に頼ってきたところが大きいのが、登山者が増加して山岳環境への負荷が増大していることから、県においても、これまで以上にこうした取組に対して財政面でバックアップをして、登山道を効果的に整備していくことが求められる。

「山小屋トイレ」については、県内に160あるもののうち40が未整備であり、環境に負荷をかけている。また、チップ制を採用している山小屋における維持管理費の充当率が20～50%と低調であり、今後、山小屋経営者がトイレの利用料金を引き上げることも想定される。しかし、そうなると、モラルの低い登山者は、トイレを使わずに外で済ませてしまい、これまで以上に山が荒れてしまうおそれがある。

こうしたことから、山小屋トイレについても、山小屋任せにするのではなく、県とし

ても積極的に関わっていく必要がある。

このように、直ちに入山税を導入することができないからといって何もしないのであれば、とても次世代、次々世代に胸を張って長野県の魅力ある山と高原を引き継ぐことはできないことから、放置をすることは許されない。

なお、もう一つの疑問である、「県の一般財源でまかなえるのではないか、県の行財政改革が進んでいないのではないか。」ということについては、現在、多くの地方自治体が財政難に直面しているように、長野県においても財政面で余裕があるとは言い難い。そのような中、長野県においては、これまで一定の行財政改革に取り組んできたということが認められることから、こちらの疑問についても解消されることになる。

(骨子参考資料1 参照)

5 「入山税」から「山と高原の魅力を高める税」への拡張について

これまで見てきた通り、山岳遭難防止、登山道整備、山小屋トイレについては、登山者（入山者）に受益があることは明確であり、「入山税」は成立する。登山者に負担を求めることは、十分に可能である。

しかし、いかに長野県内を訪れる登山者が年間60～70万人もいるとはいえ、山岳・高原に係る費用負担を、山の魅力を直接的に享受する山の頂上の方に行く人達だけに限定してしまってよいのであろうか。

なぜならば、山岳・高原からの受益は決して山の頂上にとどまるものではなく、ふもとから眺める美しい山岳の景観もあれば、山里の紅葉、高原の澄んだ空気、清らかな水など、山岳・高原からの受益には多種多様なものがあるからである。

山岳関係者等との意見交換会においても、出席者から、「入山者だけに環境保全のための負担を求めるのは理解が得られない。」との発言があったが、山岳・高原に係る費用を税によって賄うということであれば、負担を求める対象者の範囲と、その用途となる対象経費はもっと広く考える必要がある。

よって、山の魅力を守り、後世に引き継いでいくための費用を税に求める場合には、対象者は山岳・高原からの受益がある一部の人限定するのではなく、より広く受益がある人に求めていくことが公平であると思われる。そして、これらの負担は、山岳・高原からの受益が明らかである山岳・高原の訪問者（観光客を中心）に対して、より広く分担をお願いすることが公平であると思われる。

この場合にまずやらなければならないことは、山岳・高原の魅力と山岳・高原からの受益にはどんなものがあるのか、また、それを支える行政サービスにはどんなものがあるのかを特定することである。

山岳・高原の魅力と山岳・高原からの受益は、前述のとおり、多種多様にある。

一方で、山岳・高原の魅力を支える行政サービスについては、先に述べた「入山税」における3つの行政に加え、すぐに思いつくのは、登山道案内の標識（外国語標識を含む）の設置や山岳観光地の景観保全、水資源の保全、希少な高山植物を守るためのニホンジカ対策、登山案内人の育成等が挙げられる。より広く考えれば、観光客向けのインフラ整備までも含まれるであろう。

ただし、その用途となる対象の範囲は、広げれば広げるほど納税者の受益の感覚が薄くなり、課税に対する批判が強まる可能性がある一方で、狭めれば狭めるほど納税者の受益の明確性は強まるが、負担者が限定的になってしまうことから、公平感の維持が難しい。たとえば、観光客が大勢利用するからといって、その財源を一般の道路整備に充ててしまうようなことは許されないのである。

どこでバランスをとるか、どこまでだったら課税の提案が受け入れられうるのかという点については、長野県が税により確保した財源の使い道について、観光行政あるいは自然環境の行政が明確になった段階で、きちんと適切に落とし所を判断しなければいけない。

なお「山と高原の魅力を高める税」については、単に受益だけではなく、行政サービスの原因の観点からも課税の根拠を説明することができる。すなわち、欧米の「滞在税」について考えられているように、山岳・高原への観光客・来訪者は、来訪地の自治体に財政負担をかけているという事実である。

この課税根拠は、来訪・滞在が数日でも成立しうるが、やはり滞在期間が長引けば長引くほど、課税根拠としての明確性は高まるだろう。長野県が今後ヨーロッパ・バカンス・スタイルの滞在型観光を推進しようとするのであれば、この点も十分に理解した上で「山と高原の魅力を高める税」を構想しなくてはならない。観光客・訪問者を「一時的な住民」とみなして、来訪・滞在によって生じる経費の一部を分担してもらうことは十分に可能なのである。

第3章 地方税制研究会（専門部会・研究会）の結論

第2章の3で述べたように、いわゆる「入山税」（名称は変更した方がよい）の構想の範囲内で、山岳遭難防止、登山道整備、山小屋トイレの3つの行政経費について、登山者に負担をお願いすることは可能である。

この場合には、もちろん3つの行政における県と国の責任を明確にするとともに、長野県が責任を持って行政サービスを提供することが税を導入する前提条件となる。

ただし、より望ましいのは、この「入山税」における課税の応益関係を拡張して、山岳・高原からの受益が明らかである、山岳・高原を訪れる者に負担をお願いすることである。

最も重要なのは、この課税によってまかなう行政サービスの範囲を明確にするべきであるということに加えて、その行政サービスは納税者の受益が明確で、体感しやすいものに限るべきであるということである。「入山税」の場合と同様、行政サービスの具体的な内容の確定が課税の提案を行う前提条件であり、まかり間違っても税の提案が先行することは許されない。

その財源の用途となる長野県の行政サービスとしては、「世界水準の山岳高原観光地づくり」に向けた取組が考えられるところであるが、この取組はまだ緒に就いたばかりであり、とても税を負担いただけるような状況にはない。

また、世界水準の山岳高原観光地を目指す中で、今は新たな税を課して来訪者のハードルを高くするのではなく、ハードルを低くして、県外からのお客さんをお迎えしな

ればいけない時期であるといった意見や、長野県の観光業が疲弊している中、山岳関係者や観光業者等は新たな税を導入することによる来訪者の減少を危惧している、といった指摘もなされた。

よって、中長期的に見た場合には、将来、長野県が世界水準の山岳高原観光地を実現した暁には、山岳・高原に係る費用の財源として法定外目的税を導入し、山岳・高原を訪れる観光客に税の負担をお願いするという方向も考えられるであろうが、その場合には、当然のことながら、市町村や山岳関係者、観光業者、地元住民のコンセンサスが不可欠であり、十分な議論が必要となる。

なお、協力金や寄付金などの任意で負担を求めることについては、県民や来訪者からの理解が得られやすいこと、山岳・高原の環境保全是直ちに取り組むべきであること、登山者の意識啓発の観点からも自己負担の仕組みが必要であること等の指摘がなされ、山岳関係者等からも同様の意見をいただいた。

かくして、本研究会としては中長期的な提案だけでなく、「短期の提案」も行っておく。

すなわち、「山岳高原の魅力を高め、観光客に明確な受益をもたらす行政サービスが確立するまでは、長野県の山岳・高原を訪れる観光客に税の負担をお願いすることは目論まず、その論理の試行として、山岳高原整備のための協力金等（任意の寄付）を実施する。」というものである。

長野県では、山城ごとの取組や課題等を共有し、長野県全体の山岳環境の保全に向けた連携を図るため、平成 26 年度に『山岳環境連絡会（仮称）』を設置する予定である。このため、山岳地域における協力金等の使途や徴収方法などの具体的な内容は、この連絡会において、市町村や山岳関係者、地域住民等と十分な協議を行いながら検討を進めていくことが妥当であろう。また、地域の特性や抱えている課題等は地域によって様々であることから、検討は地域性を重視しながら進めていく必要があるであろう。

なお、これまでの検討において、委員からは、登山道整備等に山を愛する登山者が参加できる仕組みづくりや、企業から幅広く協力金等をいただく仕組みづくりについて提言をいただいた。こうした内容についても、今後、この連絡会において検討していくべきであろう。

(おわりに)

(資料)